

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	制度の所管・関係官庁	
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または積積地その他の貨物の輸入に関する必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付大麻第一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理をしたものであること(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付大麻第一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案理由】 ①木材、プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国では事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考ええる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 ②当社は、原料から加工まで純国産をコンセプトとした後の茎(オガワと呼ばれる)を液化し、発泡させたバイオマス・プラスチックを再生プラスチックを製造販売している。国産原料確保が難しいために生産量に限りがあり、製造拠点である千葉県伊予市周辺で、自社と契約する栽培者を確保したい。種子確保が前提で事業がスタートしている。種々の課題をクリアして、プラットフォームで輸出産業者に育てるビジョンの実現につなげたい。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としていることである。 発芽可能な種子の輸入を認めるとは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。		①私たちは、繊維型品種THC0.3%未満のものであれば、精神作用が発現しないという科学的根拠及びEU諸国やカナダでの実用経験に基づいた提案をしている。THCの含有量の低い大麻が乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、規制が緩和されることは極めて困難である。よって、我が国においてTHCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	C	-	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。		EU及びカナダは、単一契約加盟国であるが、産業用大麻の運用規則を設けて10年近い栽培実績がある。国内でも低THC品種の育成が進んでいる。問題点は、現行規則が今日の運用実態に準拠し、時代のニーズに適合していない点である。低THC品種の栽培普及によって、抽出・濃縮による薬物乱用拡大につながるという報告はない。それは抽出・濃縮が不可能であることと意味する。大麻の不正流通を防止するために、大麻の種子輸入から栽培管理のTHC濃度基準の制度化によって対応可能である。制度化の可否を回答する。					1 0 6 0 1 0	有限会社ビッグフィールド	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または積積地その他の貨物の輸入に関する必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付大麻第一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理をしたものであること(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付大麻第一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案理由】 ①木材、プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国では事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考ええる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 ②当社は、原料から加工まで純国産をコンセプトとした後の茎(オガワと呼ばれる)を液化し、発泡させたバイオマス・プラスチックを再生プラスチックを製造販売している。国産原料確保が難しいために生産量に限りがあり、製造拠点である千葉県伊予市周辺で、自社と契約する栽培者を確保したい。種子確保が前提で事業がスタートしている。種々の課題をクリアして、プラットフォームで輸出産業者に育てるビジョンの実現につなげたい。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としていることである。 発芽可能な種子の輸入を認めるとは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。		①私たちは、繊維型品種THC0.3%未満のものであれば、精神作用が発現しないという科学的根拠及びEU諸国やカナダでの実用経験に基づいた提案をしている。THCの含有量の低い大麻が乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、規制が緩和されることは極めて困難である。よって、我が国においてTHCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	C	-	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。		EU及びカナダは、単一契約加盟国であるが、産業用大麻の運用規則を設けて10年近い栽培実績がある。国内でも低THC品種の育成が進んでいる。問題点は、現行規則が今日の運用実態に準拠し、時代のニーズに適合していない点である。低THC品種の栽培普及によって、抽出・濃縮による薬物乱用拡大につながるという報告はない。それは抽出・濃縮が不可能であることと意味する。大麻の不正流通を防止するために、大麻の種子輸入から栽培管理のTHC濃度基準の制度化によって対応可能である。制度化の可否を回答する。					1 0 6 0 1 0	たし屋	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または積積地その他の貨物の輸入に関する必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付大麻第一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理をしたものであること(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付大麻第一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案理由】 ①木材、プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国では事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考ええる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 ②当社は、原料から加工まで純国産をコンセプトとした後の茎(オガワと呼ばれる)を液化し、発泡させたバイオマス・プラスチックを再生プラスチックを製造販売している。国産原料確保が難しいために生産量に限りがあり、製造拠点である千葉県伊予市周辺で、自社と契約する栽培者を確保したい。種子確保が前提で事業がスタートしている。種々の課題をクリアして、プラットフォームで輸出産業者に育てるビジョンの実現につなげたい。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としていることである。 発芽可能な種子の輸入を認めるとは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。		「THC成分は微量ではあるが、違法栽培や乱用の危険性があるため現行の輸入規制を維持する必要がある」との措置を提案するにあたっては、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、規制が緩和されることは極めて困難である。よって、我が国においてTHCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	C	-	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。		「THCの抽出濃縮による乱用の危険性が高い」というTHCは他のカンナビノイドとの含有率が高い産業用であったり、規制が緩和されることで、THC濃度の高い抽出・濃縮による薬物乱用拡大につながるという報告はない。それは抽出・濃縮が不可能であることと意味する。大麻の不正流通を防止するために、大麻の種子輸入から栽培管理のTHC濃度基準の制度化によって対応可能である。制度化の可否を回答する。					1 3 0 0 0 0 0 0 0 0	産業研究社研究開発ラボ	厚生労働省 経済産業省
1110090	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または積積地その他の貨物の輸入に関する必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付大麻第一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理をしたものであること(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付大麻第一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	現在、国内における大麻の栽培においては「トナギンロ」(栃木農業試験場が品種改良した低THC品種)に代表される産業用品種を栽培するよう指導されています。(岐阜県大麻取締法指導要領「第5の2」) 以来、国内で栽培されている品種は低THCであり、わすかながらTHCを含むことから担当所轄は乱用につながる恐れがあると危険視しており、神事祭事などの文化保存や新産業の創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可についても慎重に扱っています。乱用につながる心配を取り除き、相互理解を深めるために、フランスをはじめドイツなどで研究開発された低THC濃度の品種も含まれており、0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。 徳島県は、歴史的に見ても、大麻にとって大変重要な土地です。大麻にはある三要素は、歴史的に見ても、今でも代々天皇即位の大嘗祭において、大麻の衣(アラタキ)を献上しています。徳島=大麻と言っても過言ではないほど、深い関わりがあるのです。ところが、戦後制定された法律により、すかりを失ってしまった大麻の栽培地帯。これは、バイオマスの見ても、歴史的に見ても、とても残念な事です。この度は、大麻発祥の地である徳島より、日本本来の姿を取り戻すべく、提案させて頂きました。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としていることである。 発芽可能な種子の輸入を認めるとは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。		THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用される。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	C	-	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。		THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用される。また、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一契約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。よって、我が国においても、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象とする必要がある。 なお、国際麻薬規制委員会(INCB)の年次報告(1999)によると、1998年中に、合法的に採る目的のために栽培・収穫された100トン以上の違法な大麻が、ヨーロッパ諸国に流通したと推定されている。 また、大麻の有効成分の抽出・濃縮については、比較的容易に行うことができる。					1 1 1 0 0 0 0 0	ハンプリズム志田プロジェクト	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または積積地その他の貨物の輸入に関する必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付大麻第一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理をしたものであること(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付大麻第一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	現在、国内における大麻の栽培においては「トナギンロ」(栃木農業試験場が品種改良した低THC品種)に代表される産業用品種を栽培するよう指導されています。(岐阜県大麻取締法指導要領「第5の2」) 以来、国内で栽培されている品種は低THCであり、わすかながらTHCを含むことから担当所轄は乱用につながる恐れがあると危険視しており、神事祭事などの文化保存や新産業の創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可についても慎重に扱っています。乱用につながる心配を取り除き、相互理解を深めるために、フランスをはじめドイツなどで研究開発された低THC濃度の品種も含まれており、0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。 徳島県は、歴史的に見ても、大麻にとって大変重要な土地です。大麻にはある三要素は、歴史的に見ても、今でも代々天皇即位の大嘗祭において、大麻の衣(アラタキ)を献上しています。徳島=大麻と言っても過言ではないほど、深い関わりがあるのです。ところが、戦後制定された法律により、すかりを失ってしまった大麻の栽培地帯。これは、バイオマスの見ても、歴史的に見ても、とても残念な事です。この度は、大麻発祥の地である徳島より、日本本来の姿を取り戻すべく、提案させて頂きました。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としていることである。 発芽可能な種子の輸入を認めるとは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。		THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用される。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	C	-	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。		THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用される。また、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一契約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。よって、我が国においても、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象とする必要がある。 なお、国際麻薬規制委員会(INCB)の年次報告(1999)によると、1998年中に、合法的に採る目的のために栽培・収穫された100トン以上の違法な大麻が、ヨーロッパ諸国に流通したと推定されている。 また、大麻の有効成分の抽出・濃縮については、比較的容易に行うことができる。					1 1 1 0 0 0 0 0	ハンプリズム志田プロジェクト	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または積積地その他の貨物の輸入に関する必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付大麻第一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理をしたものであること(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付大麻第一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案理由】 ①持続可能な社会を再構築する上で、大麻は木材、プラスチックの代替として繊維と茎に活用して、建材、断熱材、不織布として欧州諸国では事業化実績が容易であると考ええる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 ②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の削減に特化しており、気候問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、産量が増える可能性に期待できる。更には、産量、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としていることである。 発芽可能な種子の輸入を認めるとは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。		THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用される。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	C	-	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。		THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用される。また、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一契約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。よって、我が国においても、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象とする必要がある。 なお、国際麻薬規制委員会(INCB)の年次報告(1999)によると、1998年中に、合法的に採る目的のために栽培・収穫された100トン以上の違法な大麻が、ヨーロッパ諸国に流通したと推定されている。 また、大麻の有効成分の抽出・濃縮については、比較的容易に行うことができる。					1 1 1 0 0 0 0 0	バイオスタウン 宮島産業用ヘン 可促進プロジェクト	厚生労働省 経済産業省

規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1130010	1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第25条第1項第4号 平成18年経済産業省告示第249号第1条第1項第3号、第2条第3項	修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格を取得するための試験の試験項目をその構造改革特別区域計画に特定事業の内容として記載しなければならない。 また、この場合においては、経済産業大臣（IPAが試験を実施する場合にはIPA）が、民間資格を取得するための試験の試験問題と併せて総合的に判断することにより免除対象科目を留得したかどうかを判定するために適切に行う修了認定に係る試験を合格することによりその修了が認められる。	1 拡充提案	修了認定に係る試験において、IPAに「民間資格の試験問題」の審査を受ける際、手続きや手数料の負担が課題となっている。 この「民間資格の試験問題」に係る審査について、①「出題項目のみの審査」や②「初回申請時のみの問題審査」とする等、審査の内容および方法の見直しを検討されたい。	修了認定に係る試験について、特例措置による免除対象以外の科目も含め、全ての問題について審査を受ける必要があるのと同時に、試験実施の都度、全ての問題について、再度審査を受ける必要がある。また、IPAより「民間資格の試験問題」も含めて審査を受ける際は、告示に定める手数料（1問3万円）を納める必要がある。 IPAの審査において、民間資格を取得するための試験の試験問題も審査するのであれば、①「出題項目のみの審査」を行えば足りるものとする。 また、民間資格において毎回出題項目等が変化する事は殆どなく、試験要項の改定も年度単位で実施されるため、②「初回申請時のみの問題審査」によってもその内容を充分検証できるものと思われる。 上記の見直しが行われることにより、審査対象となる問題数が削減されることで、手続きの効率化及び審査期間の短縮に繋がるものと考えられる。	C	—	修了認定に係る試験における独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査については、経済産業省告示第249号第1条第1項第3号に基づき、民間資格を取得するための試験の試験問題（以下「民間資格試験問題」と）と修了認定に係る試験の試験問題（以下「修了試験問題」）を併せて総合的に判断することにより免除対象科目を留得したかどうかを判定するために適切な問題であるかの審査を行っているところ。 情報処理技術者試験（以下「情処試験」）のうち、基本情報技術者試験については、合格のための第1段階に当たる午前試験について規制緩和の中で構造改革特区制度による特例及び情報処理技術者試験規則における特例により免除する受験形態を認めているが、特例を活用しない場合も含めていずれの形態を選択して受験しても同様の知識・能力の実証がなされなければならないことは自明である。 本ケースで情処試験の一部免除を行うに当たっては、実際の民間資格試験問題と修了試験問題が、情処試験との同等性を確保しているかどうかを確認するためにも不可欠である。民間資格試験問題に対する出題項目のみの審査や初回申請時のみの問題審査では、実際の修了試験と情処試験との同等性の確保が確認できず、免除対象科目を留得したかどうかを判定できない。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	C	—	情報処理技術者試験との同等性を、民間資格試験問題と修了試験問題を併せて総合的に確認しているところ。従って、修了試験問題について、申請の都度、実際に使用する問題を「現物審査」することは妥当と考えている。しかしながら、民間資格試験問題の審査について、民間資格試験問題の審査が過去に民間資格を取得した者に対しても選んで適用されること、直前に実施した過去問題を「傾向審査」していることを鑑み、民間資格の仕様が年度途中で変わらない前提のもと、「年度毎に初回申請時のみ問題審査を行う」、または、「審査結果の有効期間を1年間とする」など、再度、現行規定細目の改定をご検討いただきたい。	情処試験の一部免除を行うに当たっては、民間資格試験問題と修了認定に係る試験の試験問題（以下「修了試験問題」）が情処試験との同等性を確保しているかどうかを確認する必要があり、民間資格試験問題と修了試験問題を併せて総合的に判断することにより免除対象科目を留得したかどうかを判定するために適切な問題であるかを判断することは不可欠。過去の民間資格の取得者も受講対象として扱っている点については、構造改革特区制度創設の前後によって国民1人1人が不平等な扱いとならぬよう、経過措置として設けているものである。したがって、本提案に対しては対応不可能である。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	まず、情処試験との同等性の確保のために、審査を行うことについては、当方も必要と考えている。しかしながら、その都度審査しなければならないという点については、過去の審査実績を勘案し、年度当初に審査を行えば十分判断できるものとする。仮に、当該見直しに対応不可であるならば、同等性の確保の観点から厳格な審査を実施する以上、修了認定者については、新試験制度においても経過措置として1年間の免除期間が確保できるようにすべきと考える。なお、情処試験の新制度においても民間資格試験の活用による一部免除制度が継続されるものと考えているが、その際は審査手続き等について制度設計上の配慮を希望する。	C	—	産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会人育成ワーキンググループの報告を受け、現在、情報処理技術者試験の制度改革に着手したところ。試験の一部を免除する制度についても全体設計の中でそのあり方を検討している。	2008010	株式会社サーティファイ 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	経済産業省